

## 五城目町学校給食費支援金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、学校給食に係る経費を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的とする。

### (支援対象者)

**第2条** 支援金の交付を受けることができる者は、五城目町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 五城目町立の小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）に在籍している児童等の保護者
- (2) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童等の保護者
- (3) 町立学校以外の小学校又は中学校に在籍している児童等の保護者
- (4) その他、町長が特に交付することが適当と認めた児童等の保護者

### (支援金の額)

**第3条** 支援金の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づく保護者が負担すべき学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）の令和3年9月分から令和4年3月分に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、支援金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。

### (交付申請)

**第4条** 支援金の交付を受けようとする保護者は、町長が指定する期日までに学校給食費支援金交付申請書（様式第1号）を町立学校の校長を経由し、町長に提出しなければならない。ただし、第2条第2号、第3号及び第4号に規定する保護者は、直接町長に提出するものとする。

### (交付決定)

**第5条** 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査を行い、支援金の交付の可否を決定（以下「交付決定」という。）し、当該保護者に、支援金を交付するものとする。

(支援金の交付)

**第6条** 第4条ただし書に規定する保護者は、学校給食費支援金請求書(本人用)(様式第2号)に学校給食費受領等証明書(別紙1)を添付し、当該年度の学校給食終了後に直接町長に提出するものとする。

2 町長は前項の請求書を受領したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(代理受領及び代理請求)

**第7条** 第2条第1号に規定する保護者は、支援金の請求及び受領に関して、町立学校の校長を代理人とする。

2 保護者及び町立学校の校長は学校給食費支援金交付申請書(様式第1号)の委任状に記入及び押印し、町長に提出しなければならない。

3 委任を受けた町立学校の校長は、当該保護者に対して請求する学校給食費相当額を限度として、当該保護者に代わって支援金を学校給食費支援金請求書(代理人用)(様式第3号)に児童等喫食計画及び実施報告書(別紙2)を添付して請求し、受領する。

(交付決定の取消し等)

**第8条** 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 過年度分の学校給食費を納付しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(その他必要な事項)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。